

## 【案件 1】 青森市地域防災計画の修正について

### 1. 主な修正内容

青森市地域防災計画については、国の「防災基本計画」及び青森県の「地域防災計画」の修正、並びに県が作成した「市町村地域防災計画修正の手引き」を踏まえ、平成 26 年 2 月に大幅な修正を行ないました。

本年度は、市の機構改革にともなう、担当部局の事務分掌を本計画に反映させる等の所要の修正作業を行う予定です。

(1) 平成 27 年 4 月 1 日の機構改革による庁内関係部局の分掌事務を反映

※これまでの市の対応

○平成 23 年度～

「東日本大震災を踏まえた防災対策強化推進計画」の推進

○平成 25 年度

「青森市地域防災計画」の修正  
・津波対策を追加し、地震・津波対策編に修正する。

「青森市津波避難計画」の策定

「青森市原子力災害対策計画」の策定

(参考①)

#### 災害対策基本法

(市町村地域防災計画)

第 4 2 条 市町村防災会議 (市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。) は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

(参考②)

#### 青森市防災会議条例

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 青森市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。